

## 八尾市教育振興基本計画審議会規則

平成27年7月22日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会についての必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 八尾市教育振興基本計画（以下「振興基本計画」という。）の調査、審議に関すること。
- (2) その他教育委員会が振興基本計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は副会長を指名し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第7条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認める  
とき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法  
により審議することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある  
者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育総務部教育政策課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項  
は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月15日教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(発令)

2 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令  
された者を除き、辞令を用いずに、この規則の施行の日(以下「施行日」  
という。)をもって当該課係長として発令されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に主査にある職員は、特に辞令を用いて発令  
された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもって当該課主査として発令  
されたものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課係に属する職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属すべき職員として発令されたものとみなす。

旧所属	新所属
生涯学習 教育政策課 総務係 部	教育総務 総務人事課 総務係 部
” ” 教育政策係	” 教育政策課 教育政策係
” 教育人事課 人事係	” 総務人事課 人事係
” ” 経理係	” 教育政策課 学校園運営室
” 生涯学習ス 学習推進係 ポーツ課	” 生涯学習ス 地域生涯学習 ポーツ課 係
” ” 市民スポーツ 係	” ” 地域スポーツ 係

附 則（令和 2 年 3 月 27 日教委規則第 2 号）  
（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 22 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、次に掲げる規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(1)～(4) (略)

(5) 第 5 条の規定による改正後の八尾市教育振興基本計画審議会規則

(6)～(12) (略)